

三重県立白子高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、すべての児童生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめ防止等のため、日頃から教育活動全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性を育みます。
- (2) いじめは、被害側の児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識に立ち、「いじめを許さない」学校づくりに取り組みます。
- (3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、被害側の児童生徒を守り通すとともに、加害側の児童生徒には適切かつ毅然とした指導を行います。
- (4) 学校内外を問わず、いじめ防止が図られるよう、学校・家庭・地域との連携協力に努めます。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) いじめ防止委員会

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、*学年担当・係*、該当担任、教育相談係、人権教育担当
※その他必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等を加えるものとする。

(2) いじめ防止委員会の役割

- ア 三重県立白子高等学校いじめ防止基本方針の策定と定期的な見直し、校内外への発信。
- イ いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価。
- ウ 教育相談およびいじめアンケートの実施と結果集約。
- エ いじめの認知および、解消に必要と考えられる調査や対応。

4 いじめ防止等の指導体制

学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導体制を別に定める。

別紙1 校内指導体制

また、教職員が生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 いじめの認知基準チェックリスト (三重県教育委員会事務局生徒指導課による資料)

5 未然防止および早期発見の取組

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じた多様な取組や、いじめアンケートなど早期発見の

ための取組、教職員の資質向上を図るための研修などを計画的・体系的に行い、保護者や地域への啓発及び連携を図っていくため、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

6 いじめ事案への対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、いじめ防止委員会を中核として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知を行い、解消に向けて迅速に対応する。発生から解消に至るまでの組織的対応については、別に定める。

別紙4 組織的対応

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、

ア いじめにより本校児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。

具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害側の児童生徒の状況を見て、校長が判断する。

イ いじめにより本校児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査を行ったうえで、校長が判断する。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして、校長の判断のもと適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

8 その他留意事項

本方針については、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し、学校関係者評価委員会やPTA総会、保護者会等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信を図るものとする。

また、見直しにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組むという観点や、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組んでいくという観点から、地域や保護者、生徒の意見を積極的に取り入れるよう留意する。

白子高等学校いじめ防止基本方針

策定・見直し

いじめ防止委員会

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、*学年担当・係*、該当担任、教育相談係、人権教育担当
 ※その他必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部
 専門家等を加えるものとする。

- 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- 校内研修会の企画・実施
- 教育相談、いじめアンケート、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録
- いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知
- いじめ解消にむけた対応
- 配慮が必要な生徒への支援方針

年間計画等

情報等の報告

連携促進

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・授業規律の徹底
 - ・「わかる」授業づくり
 - ・公開授業の実施
- 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・体験活動の充実
- 生徒会活動の充実
 - ・いじめ防止のための挨拶運動実施
- 人権教育の充実
 - ・人権LHRの充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル指導の充実
- 校内研修の実施

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員の観察、養護教諭による情報
 - ・生徒、保護者、地域からの情報
 - ・学期に1回以上のアンケート調査実施
- 教育相談体制の充実
 - ・教育相談の定期実施
 - ・スクールカウンセラー（教育相談専門員）の活用
- ・いじめ相談機関の周知
- 情報の共有
 - ・情報交換会の定期実施
 - ・管理職への報告
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・学級担任等の教員間での申し送り

保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の周知
- ・PTA活動の充実
- ・学年、学校だよりの発行
- ・保護者会の定期開催
- ・地域の会議、行事への参加
- ・学校関係者評価委員の委嘱
- ・学校行事への招待

等

教育委員会との連携

- ・いじめ事案の報告
- ・人的支援の要請

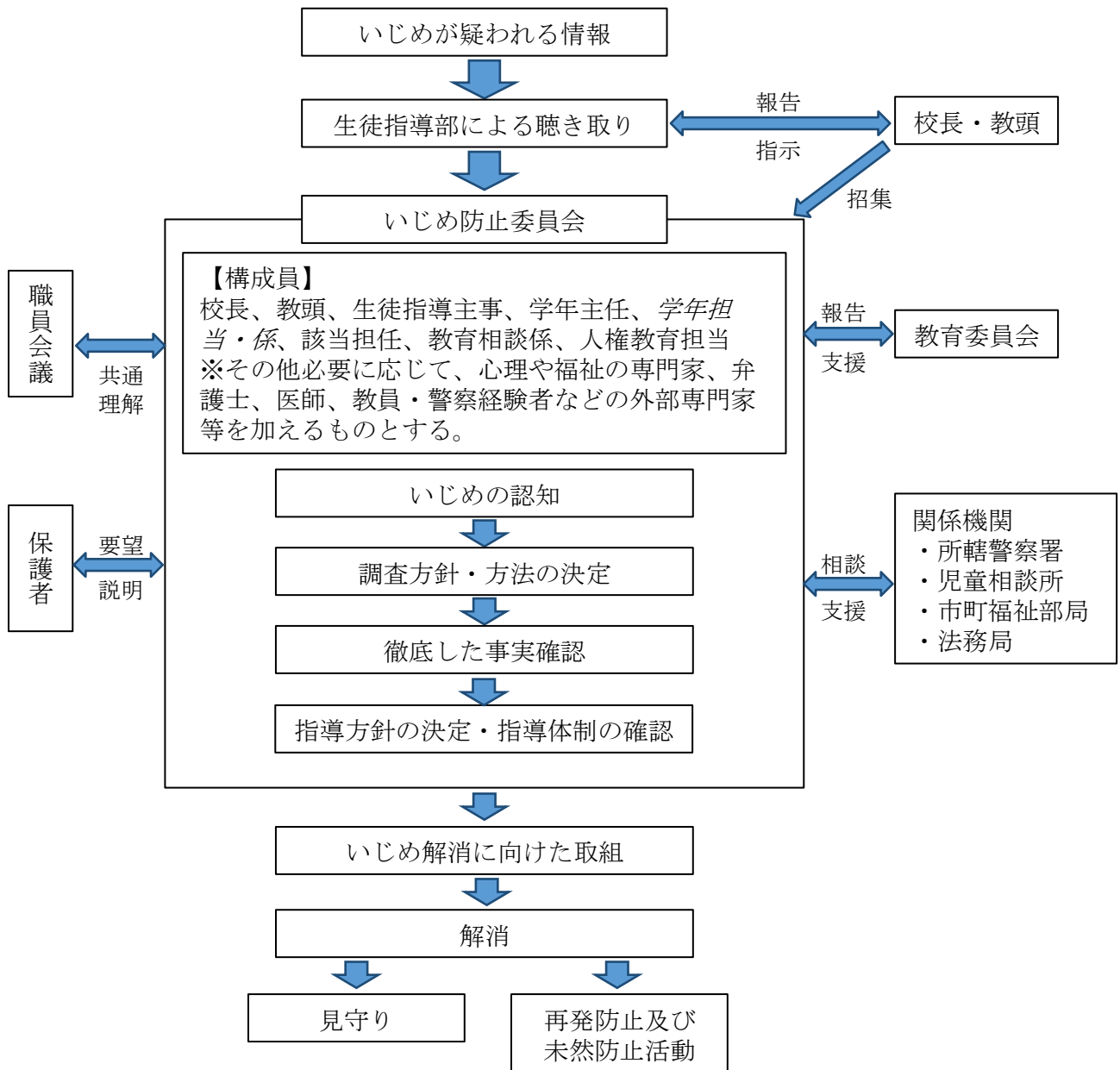
等

関係機関との連携

- ・学校警察連絡協議会の参加
- ・児童相談所との連携
- ・市町福祉部局との連携

等

月	いじめ防止委員会	未然防止の取組	早期発見の取組
4月	・学校いじめ基本方針の確認、周知 ・年間計画作成 ・学校いじめ防止基本方針研修会 ・いじめ防止強化月間	・中学校との情報交換 ・生徒情報集約、共有 ・学年別情報交換会 ・人権アンケート（1年） ・いじめ防止あいさつ運動	・個人面談 ・いじめ相談機関の周知
5月	・教育相談の情報集約	・授業公開 ・学年別情報交換会 ・いじめ防止キャッチフレーズの募集	
6月			・いじめアンケート①
7月	・いじめアンケート①集約、分析 ・いじめ防止委員会	・人権LHR（全学年） ・いじめ防止ポスターの募集	・保護者会
8月			
9月		・学年別情報交換会	・PTA研修会
10月	・教育相談の情報集約	・学年別情報交換会	
11月		・学年別情報交換会 ・人権講演会（全学年） ・いじめ防止啓発ティッシュ配布活動	・いじめアンケート②
12月	・学年別情報交換会での情報共有 ・いじめアンケート②集約、分析 ・いじめ防止委員会	・人権LHR（全学年）	・保護者会
1月		・学年別情報交換会 ・人権関係アンケート（3年）	
2月	・いじめ防止対策取組評価 ・学校いじめ基本方針見直し		・いじめアンケート③
3月	・いじめアンケート③集約、分析 ・いじめ防止委員会	・学年別情報交換会 ・人権LHR（1・2年）	



【学校の対応】

- ・被害生徒や、いじめを知らせてくれた生徒等に充分配慮し、事実確認を行う。
- ・被害生徒、加害生徒の双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺生徒や関係教職員からも可能な限り聴き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- ・被害生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認するとともに、必要に応じて当該学年または全学年のアンケート調査を実施する。
- ・被害側、加害側の生徒の保護者と直ちに面談する機会を持ち、事情を説明する。
- ・保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行うとともに、傍観者や観衆への指導も行う。
- ・犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察に相談または通報する。